

香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年6月12日

香川県公安委員会委員長 川 東 祥 次

**香川県公安委員会規則第7号**

香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則の一部を改正する規則

香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則（平成12年香川県公安委員会規則第34号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後					改正前				
別表（第2条関係）					別表（第2条関係）				
法令等	条項号	内容	公安 委員 会	警察 本部 長	法令等	条項号	内容	公安 委員 会	警察 本部 長
1～7 略					1～7 略				
8 風俗営業等の 規制及び業務の 適正化等に関する 法律（昭和23 年法律第122号）	第3条第1項～第30条第2項 略				8 風俗営業等の 規制及び業務の 適正化等に関する 法律（昭和23 年法律第122号）	第3条第1項～第30条第2項 略			
	第30条第 3項	浴場業営業、興行場営 業、 <u>旅館業又は住宅宿 泊事業の停止命令</u>	略			第30条第 3項	浴場業営業、興行場営 業又は <u>旅館業の停止命 令</u>	略	
	第31条～第41条の3第2項 略					第31条～第41条の3第2項 略			
	第42条	飲食店営業、浴場業営 業、興行場営業、 <u>旅館 業又は住宅宿泊事業の 営業の停止に係る所轄 庁への通知</u>	略			第42条	飲食店営業、浴場業営 業、興行場営業及び <u>旅 館業の営業の停止に係 る所轄庁への通知</u>	略	
第44条第1項・第44条第2項 略					第44条第1項・第44条第2項 略				
(1)～(5) 略					(1)～(5) 略				
9～101 略					9～101 略				
備考 略					備考 略				

附 則

この規則は、平成30年6月15日から施行する。